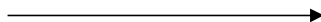


地方公共団体コード						表番号	
1	2	3	0	0	0	6	7 8 0

13 犯則事件に関する調



区 分		列 番 号		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
		行 番 号		前年度からの繰越件数		犯 則 摘 発		通 告 処 分		通 告 履 行		告 発			不 問		通 知 処 分 数	時 効 完 成 件 数	翌年度への繰越件数			
				処 分 未 済	履 行 未 済	件 数	左 の 脱 税 額 (千円)	件 数	左 の 脱 税 額 (千円)	通告額 (千円)	件 数	履 行 額 (千円)	件 数	左 の 脱 税 額 (千円)	通告不履行による告発件数	件 数			左 の 脱 税 額 (千円)	処 分 未 済	履 行 未 済	
																						直 告 発
		9		12	14	16	20 (千円)	27	29 (千円)	36 (千円)	42	44 (千円)	50	52 (千円)	58	60	62 (千円)	68	70	72	74 76	
軽 油 引 取 税	144 条 の 22	0	1	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	0	2	0																		
	144 条 の 25	0	3	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	0	4	0																		
	144 条 の 33 第 1 項	0	5	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	0	6	0																		
	144 条 の 33 第 2 項	0	7	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	0	8	0																		
	144 条 の 33 第 3 項	0	9	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	1	0	0																		
	144 条 の 41 第 1 項	1	1	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	1	2	0																		
	144 条 の 41 第 2 項	1	3	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	1	4	0																		
	そ の 他 の 罪	1	5	0																		
	両罰規定による行為者に対するもの	1	6	0																		
	計	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	両罰規定による行為者に対するもの	1	8	0		0			0			0	0	0		0	0		0	0		0
そ の 他 の 税	1	9	0																			
両罰規定による行為者に対するもの	2	0	0																			
合 計	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
両罰規定による行為者に対するもの	2	2	0		0			0			0	0	0		0	0		0	0		0	

(注) 1 法第144条の33第5項に規定する罪に係る犯則件数については、事務処理の都合上、「144条の33第3項」の欄に記載すること

2 斜線部分は記入しないこと